

3 最近の価格カルテル事件

件 名 措置年月日	内 容
平成２９年（措）第６号 壁紙の販売業者に対する件 平成２９年３月１３日	壁紙の販売価格を引き上げる旨を合意していた。
平成２８年（措）第５号～６号 アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件 平成２８年３月２９日	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第５号）
	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第６号）
平成２６年（措）第１４号 鋼球の製造業者に対する件 平成２６年９月９日	鋼球の販売価格を引き上げ又は維持する旨を合意していた。
平成２６年（措）第１１号～１３号 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者及び大口需要者向け段ボールケースの製造業者に対する件 平成２６年６月１９日	特定段ボールシートの販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第１１号）
	特定段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第１２号）
	特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げる旨を合意していた。（第１３号）
平成２６年（措）第６号～９号 自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件 平成２６年３月１８日	北米航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。（第６号）
	欧州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。（第７号）
	中近東航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。（第８号）
	大洋州航路における特定自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。（第９号）

件 名 措置年月日	内 容
平成２６年（措）第５号 一般社団法人吉川松伏医師会に対する件 平成２６年２月２７日	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。
平成２５年（措）第１０号 段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件 平成２５年７月１１日	段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。
平成２５年（措）第７号～８号 異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する件 平成２５年６月１３日	特定異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第７号）
	特定水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（第８号）
平成２５年（措）第６号 軸受製造販売業者に対する件 平成２５年３月２９日	産業機械用軸受の販売価格を引き上げることを合意し、また、自動車用軸受の販売価格を引き上げることを合意していた。
平成２３年（措）第１５号 新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件 平成２３年１２月２１日	新潟交通圏における特定タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分とする旨等を合意していた。
平成２３年（措）第１４号 ＬＰガス供給機器の製造業者に対する件 平成２３年１２月２０日	特定ＬＰガス供給機器の販売価格について、現行の販売価格より１０パーセント程度引き上げることを合意していた。

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～②⑦ （略）

5 課徴金制度の概要

（1）課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

（注）カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となつた事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に

対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項）。

(2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額

=

カルテル・談合の実行期間中の
対象商品又は役務の売上額

×

課徴金算定率

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項）。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反 対象 事業	小売業・ 卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度＋主導	20%		再度＋主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%

(注) 1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。

2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2第7項）。

3 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。

4 「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。

5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報

告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

- （注） 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
- 2 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の2第13項・第14項）。
- 3 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。